

議案第 6 1 号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「区立幼稚園集約化等計画」に基づく施設改修工事に伴う一時移転、砧幼稚園の改築に伴う仮園舎での運営、新入園児募集における支援が必要な幼児等の優先受入を行うにあたり、定員を変更し、入園の申し込みに関する規定を整備するため、世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「抽選による」を削る。

別表2の部世田谷区立三島幼稚園の項及び世田谷区立中町幼稚園の項中「68人」を「34人」に改め、同部世田谷区立砧幼稚園の項を次のように改める。

世田谷区立砧幼稚園	34人	68人
-----------	-----	-----

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表2の部に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園及び世田谷区立砧幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立幼稚園管理運営規則 昭和41年3月31日世教委規則第7号 改正 昭和47年9月22日世教委規則第8号 (略) 令和6年8月2日世教委規則第10号 <u>令和7年 月 日世教委規則第 号</u> 世田谷区立幼稚園管理運営規則 (目的) 第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、世田谷区立幼稚園 (世田谷区立学校設置条例(昭和39年3月世田谷区条例第21号)第 1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。以下「幼稚園」という。) の管理運営について、必要な事項を定める。 (定義) 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。 (1) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法(平成24年 法律第65号。以下「法」という。)第20条の規定による小学校就学 前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有 する小学校就学前子どもをいう。 (2) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育 をいう。 (3) 教育等 特定教育・保育のうち法第7条第2項に規定する教 育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。 (4) 1号認定 教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。 (5) 2号認定 保育(特定教育・保育のうち法第7条第3項に規	○世田谷区立幼稚園管理運営規則 昭和41年3月31日世教委規則第7号 改正 昭和47年9月22日世教委規則第8号 (略) 令和6年8月2日世教委規則第10号 世田谷区立幼稚園管理運営規則 (目的) 第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、世田谷区立幼稚園 (世田谷区立学校設置条例(昭和39年3月世田谷区条例第21号)第 1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。以下「幼稚園」という。) の管理運営について、必要な事項を定める。 (定義) 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。 (1) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法(平成24年 法律第65号。以下「法」という。)第20条の規定による小学校就学 前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有 する小学校就学前子どもをいう。 (2) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育 をいう。 (3) 教育等 特定教育・保育のうち法第7条第2項に規定する教 育又は法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。 (4) 1号認定 教育等を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。 (5) 2号認定 保育(特定教育・保育のうち法第7条第3項に規

改正後	改正前
定する保育をいう。第5条第3項において同じ。)を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。 (職員)	定する保育をいう。第5条第3項において同じ。)を受ける教育・保育給付認定子どもをいう。 (職員)
第2条 幼稚園に園長及び教諭を置く。 2 幼稚園に副園長を置くことができる。 3 前2項の職のほか、幼稚園に必要な職を置く。 (任務)	第2条 幼稚園に園長及び教諭を置く。 2 幼稚園に副園長を置くことができる。 3 前2項の職のほか、幼稚園に必要な職を置く。 (任務)
第3条 園長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な幼稚園の管理運営に努めなければならない。 (園長の職務)	第3条 園長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な幼稚園の管理運営に努めなければならない。 (園長の職務)
第4条 園長の職務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 幼稚園教育の管理、所属職員の管理、幼稚園施設の管理及び幼稚園事務の管理 (2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。 (3) 前2号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。 2 園長は、所属職員に園務を分掌させることができる。 (副園長の職務)	第4条 園長の職務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 幼稚園教育の管理、所属職員の管理、幼稚園施設の管理及び幼稚園事務の管理 (2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。 (3) 前2号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。 2 園長は、所属職員に園務を分掌させることができる。 (副園長の職務)
第4条の2 副園長は、園長の命を受け、所属職員を監督する。 2 副園長は、次に定めるところにより、園長の職務を代理し、又は行うものとする。 (1) 職務を代理する場合 園長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等のため職務を執行できないとき。 (2) 職務を行う場合 園長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき。 3 前項の規定により副園長が園長の職務を代理し、又は行うとき、及びそれが終了したときは、園長又は副園長は、世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)に報告しなければならない。	第4条の2 副園長は、園長の命を受け、所属職員を監督する。 2 副園長は、次に定めるところにより、園長の職務を代理し、又は行うものとする。 (1) 職務を代理する場合 園長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等のため職務を執行できないとき。 (2) 職務を行う場合 園長が死亡、退職、免職又は失職により欠けたとき。 3 前項の規定により副園長が園長の職務を代理し、又は行うとき、及びそれが終了したときは、園長又は副園長は、世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)に報告しなければならない。

改正後	改正前
(園長代理) 第4条の3 副園長の置かれていない幼稚園については、園長に事故があるとき、又は園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする。 2 園長代理は、園長の職務を代理し、又は行うものとする。 (教育期間、休業日等) 第5条 教育期間及び学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定に基づく休業日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1) 教育期間 2年(認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあつては、3年)。ただし、年39週以上とする。 (2) 休業日 ア 夏季休業日 7月20日から8月31日まで イ 冬季休業日 12月24日から1月7日まで ウ 春季休業日 3月19日から4月9日まで エ 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)第2条に規定する都民の日 オ 開園記念日 カ その他委員会が定める日 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立認定こども園(幼稚園であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下「区立認定こども園」という。)における休業日は、次のとおりとする。 (1) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで (2) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで (3) 春季休業日 3月19日から4月9日まで	(園長代理) 第4条の3 副園長の置かれていない幼稚園については、園長に事故があるとき、又は園長が欠けたときは、委員会は、園長代理を命ずるものとする。 2 園長代理は、園長の職務を代理し、又は行うものとする。 (教育期間、休業日等) 第5条 教育期間及び学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定に基づく休業日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。 (1) 教育期間 2年(認定こども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあつては、3年)。ただし、年39週以上とする。 (2) 休業日 ア 夏季休業日 7月20日から8月31日まで イ 冬季休業日 12月24日から1月7日まで ウ 春季休業日 3月19日から4月9日まで エ 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)第2条に規定する都民の日 オ 開園記念日 カ その他委員会が定める日 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区立認定こども園(幼稚園であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けたものをいう。以下「区立認定こども園」という。)における休業日は、次のとおりとする。 (1) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで (2) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで (3) 春季休業日 3月19日から4月9日まで

改正後	改正前
(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定める日 3 前項の規定にかかわらず、区立認定こども園においては、次に掲げる日以外の日に保育を提供するものとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める日 4 休業日に授業を行ない、又は授業日に休業しようとするときは、園長は委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行ない又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出なければならない。 (教育課程の編成) 第6条 幼稚園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）にかかげる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。 (教育課程編成の基準) 第7条 幼稚園（区立認定こども園を除く。）に係る教育課程を編成するに当たっては、幼稚園教育要領及び委員会が定める基準による。 2 区立認定こども園に係る教育課程を編成するに当たっては、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び委員会が定める基準による。 (教育課程の届出) 第8条 園長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。 (1) 教育の目標 (2) 保育の重点	(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定める日 3 前項の規定にかかわらず、区立認定こども園においては、次に掲げる日以外の日に保育を提供するものとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 (3) 1月2日及び同月3日 (4) 12月29日から同月31日まで (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める日 4 休業日に授業を行ない、又は授業日に休業しようとするときは、園長は委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行ない又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出なければならない。 (教育課程の編成) 第6条 幼稚園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）にかかげる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。 (教育課程編成の基準) 第7条 幼稚園（区立認定こども園を除く。）に係る教育課程を編成するに当たっては、幼稚園教育要領及び委員会が定める基準による。 2 区立認定こども園に係る教育課程を編成するに当たっては、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び委員会が定める基準による。 (教育課程の届出) 第8条 園長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。 (1) 教育の目標 (2) 保育の重点

改正後	改正前
(3) 保育形態及び1日の保育時間 (4) 幼稚園行事 (定員) 第9条 幼稚園の定員は、別表に定めるとおりとする。 (対象) 第10条 幼稚園に入園し、及び在園することができる者は、区内に住 所を有し、かつ、教育・保育給付認定子どもであって、4歳（認定こ ども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあつては、3歳）に達す る日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するま での間にあるものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、こ の限りでない。 (入園の申込み及び承諾) 第11条 幼稚園に入園しようとする者（教育等を受けようとする者に 限る。）の保護者は、住民票の写しを添えた世田谷区立幼稚園・認定 こども園（幼稚園枠）入園申込書（第1号様式。以下「申込書」とい う。）を委員会に提出することにより申込みをしなければならない。 2 委員会は、申込書の提出があったときは、選考の上、入園を承諾す るものとする。 3 委員会は、前項の規定により入園を承諾したときは、入園承諾書 （第2号様式）により申込書を提出した保護者に通知するものとす る。 (入園の時期) 第12条 入園の時期は、毎年4月1日とする。ただし、欠員を生じた場 合であって委員会が必要と認めるときは、年度の途中においても入 園させることができる。 (退園届) 第13条 幼稚園を退園しようとする園児（1号認定に限る。）の保護者 は、園長を経由して委員会に世田谷区立幼稚園・認定こども園（幼稚	(3) 保育形態及び1日の保育時間 (4) 幼稚園行事 (定員) 第9条 幼稚園の定員は、別表に定めるとおりとする。 (対象) 第10条 幼稚園に入園し、及び在園することができる者は、区内に住 所を有し、かつ、教育・保育給付認定子どもであって、4歳（認定こ ども園世田谷区立多聞幼稚園の1号認定にあつては、3歳）に達す る日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するま での間にあるものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、こ の限りでない。 (入園の申込み及び承諾) 第11条 幼稚園に入園しようとする者（教育等を受けようとする者に 限る。）の保護者は、住民票の写しを添えた世田谷区立幼稚園・認定 こども園（幼稚園枠）入園申込書（第1号様式。以下「申込書」とい う。）を委員会に提出することにより申込みをしなければならない。 2 委員会は、申込書の提出があったときは、<u>抽選による</u>選考の上、入 園を承諾するものとする。 3 委員会は、前項の規定により入園を承諾したときは、入園承諾書 （第2号様式）により申込書を提出した保護者に通知するものとす る。 (入園の時期) 第12条 入園の時期は、毎年4月1日とする。ただし、欠員を生じた場 合であって委員会が必要と認めるときは、年度の途中においても入 園させることができる。 (退園届) 第13条 幼稚園を退園しようとする園児（1号認定に限る。）の保護者 は、園長を経由して委員会に世田谷区立幼稚園・認定こども園（幼稚

改正後	改正前
園卒)退園届(第3号様式)を提出しなければならない。 (入園の不承諾等) 第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、幼稚園に入園しようとする者の入園を承諾しないこと又は園児(1号認定に限る。第3項において同じ。)を退園させることができる。 (1) 設備その他の事由により受託に余力がないとき。 (2) 病気その他の事由により他の園児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 正当な理由なくして保育料を納めないとき。 (4) 無届欠席が1月以上に及ぶとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、入園を不相当と認めるとき。 2 委員会は、前項の規定により入園を承諾しないときは、入園不承諾通知書(第4号様式)により申込書を提出した保護者に通知するものとする。 3 委員会は、第1項の規定により退園させるときは、退園通知書(第5号様式)により園児の保護者に通知するものとする。 (園則) 第15条 園長は、この規則に従って園則を定めることができる。 付 則 1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 2 令和7年4月1日を入園日とする認定こども園世田谷区立多聞幼稚園(以下「多聞幼稚園」という。)の4歳児(別表備考第2項に規定する4歳児をいう。)の入園については、委員会が指定する日において3歳児プレ保育(令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に出生した区内に在住の未就園児を対象として、令和6年度に多聞幼稚園において実施する教育・保育に係る活動をいう。)に参加している者の保護者から、委員会が指定する期間内において第11条第1項の規定による申込書の提出があったときは、同条第2項の規	園卒)退園届(第3号様式)を提出しなければならない。 (入園の不承諾等) 第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、幼稚園に入園しようとする者の入園を承諾しないこと又は園児(1号認定に限る。第3項において同じ。)を退園させることができる。 (1) 設備その他の事由により受託に余力がないとき。 (2) 病気その他の事由により他の園児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 正当な理由なくして保育料を納めないとき。 (4) 無届欠席が1月以上に及ぶとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、入園を不相当と認めるとき。 2 委員会は、前項の規定により入園を承諾しないときは、入園不承諾通知書(第4号様式)により申込書を提出した保護者に通知するものとする。 3 委員会は、第1項の規定により退園させるときは、退園通知書(第5号様式)により園児の保護者に通知するものとする。 (園則) 第15条 園長は、この規則に従って園則を定めることができる。 付 則 1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。 2 令和7年4月1日を入園日とする認定こども園世田谷区立多聞幼稚園(以下「多聞幼稚園」という。)の4歳児(別表備考第2項に規定する4歳児をいう。)の入園については、委員会が指定する日において3歳児プレ保育(令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に出生した区内に在住の未就園児を対象として、令和6年度に多聞幼稚園において実施する教育・保育に係る活動をいう。)に参加している者の保護者から、委員会が指定する期間内において第11条第1項の規定による申込書の提出があったときは、同条第2項の規

改正後	改正前
定にかかわらず、優先してその者の入園を承諾するものとし、その他の者の保護者から同条第１項の規定による申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、その者の入園を承諾するものとする。 付 則（昭和47年９月22日世教委規則第８号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年４月１日から適用する。 ただし、第５条第１項の改正規定は、昭和48年４月１日から施行する。 付 則（昭和53年３月30日世教委規則第３号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年３月31日世教委規則第３号） 1 この規則は、平成元年４月１日から施行する。 2 この規則による改正後の第13条の規定は、昭和59年４月２日以後に出生した者について適用し、昭和59年４月１日以前に出生した者については、なお従前の例による。 付 則（平成２年11月１日世教委規則第５号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成４年３月25日世教委規則第８号） この規則は、平成４年４月１日から施行する。 附 則（平成４年９月10日世教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成６年６月30日世教委規則第７号） 1 この規則は、平成６年７月１日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成６年８月１日世教委規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成７年３月31日世教委規則第８号） 1 この規則は、平成７年４月１日から施行する。	定にかかわらず、優先してその者の入園を承諾するものとし、その他の者の保護者から同条第１項の規定による申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、その者の入園を承諾するものとする。 付 則（昭和47年９月22日世教委規則第８号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年４月１日から適用する。 ただし、第５条第１項の改正規定は、昭和48年４月１日から施行する。 付 則（昭和53年３月30日世教委規則第３号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（平成元年３月31日世教委規則第３号） 1 この規則は、平成元年４月１日から施行する。 2 この規則による改正後の第13条の規定は、昭和59年４月２日以後に出生した者について適用し、昭和59年４月１日以前に出生した者については、なお従前の例による。 付 則（平成２年11月１日世教委規則第５号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成４年３月25日世教委規則第８号） この規則は、平成４年４月１日から施行する。 附 則（平成４年９月10日世教委規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成６年６月30日世教委規則第７号） 1 この規則は、平成６年７月１日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成６年８月１日世教委規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成７年３月31日世教委規則第８号） 1 この規則は、平成７年４月１日から施行する。

改正後	改正前
2 この規則による改正前の付則第2項の規定による平成6年度分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成8年4月1日世教委規則第2号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の付則第2項の規定による平成7年度分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成10年4月1日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成10年9月24日世教委規則第12号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の第4条の2第3項の規定は、世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則（平成10年9月世田谷区教育委員会規則第11号）による改正後の世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第11条の2の規定に基づいて世田谷区教育委員会が事案の決定手続等を別に定めるまでの間、なおその効力を有する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第12号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第7号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年1月28日世教委規則第3号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成19年12月11日世教委規則第17号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定は、平成20年7月以後の月分の保育料の減免について適用し、同月前の月分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成20年3月14日世教委規則第5号）	2 この規則による改正前の付則第2項の規定による平成6年度分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成8年4月1日世教委規則第2号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の付則第2項の規定による平成7年度分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成10年4月1日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成10年9月24日世教委規則第12号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正前の第4条の2第3項の規定は、世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則（平成10年9月世田谷区教育委員会規則第11号）による改正後の世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第11条の2の規定に基づいて世田谷区教育委員会が事案の決定手続等を別に定めるまでの間、なおその効力を有する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第12号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第7号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年1月28日世教委規則第3号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成19年12月11日世教委規則第17号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定は、平成20年7月以後の月分の保育料の減免について適用し、同月前の月分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成20年3月14日世教委規則第5号）

改正後	改正前
この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月30日世教委規則第24号） この規則は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成20年9月9日世教委規則第26号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成21年3月13日世教委規則第1号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月31日世教委規則第2号） この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委規則第2号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成24年12月14日世教委規則第10号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定は、平成25年7月以後の月分の保育料の減免について適用し、同月前の月分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成25年6月14日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第7号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年6月13日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附 則（平成27年3月27日世教委規則第15号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成28年2月26日世教委規則第2号）	この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成20年5月30日世教委規則第24号） この規則は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成20年9月9日世教委規則第26号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成21年3月13日世教委規則第1号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則（平成23年3月31日世教委規則第2号） この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委規則第2号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成24年12月14日世教委規則第10号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定は、平成25年7月以後の月分の保育料の減免について適用し、同月前の月分の保育料の減免については、なお従前の例による。 附 則（平成25年6月14日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第7号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則（平成26年6月13日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 附 則（平成27年3月27日世教委規則第15号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則（平成28年2月26日世教委規則第2号）

改正後	改正前
1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この規則による改正後の第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第3号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成29年2月17日世教委規則第1号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成29年11月17日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年2月16日世教委規則第1号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成31年3月1日世教委規則第2号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和元年5月31日世教委規則第8号） 1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（令和元年10月1日世教委規則第12号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和5年7月28日世教委規則第16号） 改正 令和5年9月29日世教委規則第17号	1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この規則による改正後の第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第3号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（平成29年2月17日世教委規則第1号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成29年11月17日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年2月16日世教委規則第1号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成31年3月1日世教委規則第2号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和元年5月31日世教委規則第8号） 1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区立幼稚園管理運営規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 附 則（令和元年10月1日世教委規則第12号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和5年7月28日世教委規則第16号） 改正 令和5年9月29日世教委規則第17号
1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

改正後	改正前
行する。ただし、次項の規定は、令和5年9月1日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。 附 則（令和5年9月29日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第1項ただし書の規定は、令和5年9月1日から適用する。 附 則（令和6年3月1日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年8月2日世教委規則第10号） 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年9月1日から施行する。 2 この規則による改正後の別表1の部に規定する定員に係る認定こども園世田谷区立多聞幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続並びにこの規則による改正後の同表2の部に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。 <u>附 則（令和7年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和7年11月1日から施行する。</u> <u>2 この規則による改正後の別表2の部に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園及び世田谷区立砧幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。</u>	行する。ただし、次項の規定は、令和5年9月1日から施行する。 2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。 附 則（令和5年9月29日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第1項ただし書の規定は、令和5年9月1日から適用する。 附 則（令和6年3月1日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和6年8月2日世教委規則第10号） 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年9月1日から施行する。 2 この規則による改正後の別表1の部に規定する定員に係る認定こども園世田谷区立多聞幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続並びにこの規則による改正後の同表2の部に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園、世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

改正後			改正前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
1 3歳児の定員			1 3歳児の定員		
校名		定員	校名		定員
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園		1号認定18人	認定こども園世田谷区立多聞幼稚園		1号認定18人
2 4歳児及び5歳児の定員			2 4歳児及び5歳児の定員		
校名	定員		校名	定員	
	4歳児	5歳児		4歳児	5歳児
世田谷区立三島幼稚園	34人	<u>34</u> 人	世田谷区立三島幼稚園	34人	68人
世田谷区立給田幼稚園	68人	68人	世田谷区立給田幼稚園	68人	68人
世田谷区立中町幼稚園	34人	<u>34</u> 人	世田谷区立中町幼稚園	34人	68人
認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定22人 2号認定8人	1号認定22人 2号認定8人	認定こども園世田谷区立多聞幼稚園	1号認定22人 2号認定8人	1号認定22人 2号認定8人
世田谷区立松丘幼稚園	34人	34人	世田谷区立松丘幼稚園	34人	34人
世田谷区立砧幼稚園	<u>34</u> 人	68人	世田谷区立砧幼稚園	68人	68人
世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人	世田谷区立八幡山幼稚園	68人	68人
世田谷区立桜丘幼稚園	34人	34人	世田谷区立桜丘幼稚園	34人	34人
備考			備考		
1 この表において「3歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（以下「当該年度」という。）の初日の前日までに3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。			1 この表において「3歳児」とは、幼稚園の利用を開始する年度（以下「当該年度」という。）の初日の前日までに3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。		
2 この表において「4歳児」とは、当該年度の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。			2 この表において「4歳児」とは、当該年度の初日の前日までに4歳に達し、5歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。		
3 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。			3 この表において「5歳児」とは、当該年度の初日の前日までに5歳に達し、6歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。		
第1号様式～第5号様式（略）			第1号様式～第5号様式（略）		